

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等種類	乗揚
発生日時	平成28年4月3日 00時56分ごろ
発生場所	長崎県対馬市五根緒漁港沖 銭島灯標から真方位262° 350m付近 (概位 北緯34° 36.0′ 東経129° 28.6′)
事故の概要	引火性液体物質ばら積船第五祐公丸は、南進中、五根緒漁港沖の浅所に乗り揚げた。
事故等調査の経過	平成28年4月6日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	引火性液体物質ばら積船 第五祐公丸、497トン 134050、ホープフルマリン有限会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海） 航海士、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	球状船首部に凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故等の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか3人が乗り組み、エタノール約1,000klを積載し、船首約2.9m、船尾約4.5mの喫水で、平成28年4月2日19時35分ごろ大韓民国蔚山港を出港して熊本県八代港に向かった。</p> <p>本船は、22時50分ごろ航海士が単独の船橋当直につき、対馬北方沖を針路172°（真方位、以下同じ。）約10.5ノットの対地速力で、自動操舵により航行した。</p> <p>航海士は、3日00時23分ごろ舌埼灯台の東方約1海里の予定変針場所に至り、手動操舵に切り替えて182°に変針した後、船橋右舷後部で、帳簿等の整理を行っていたところ、船体に衝撃を受けたので、本船が乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>本船は、五根緒漁港沖の浅所に乗り揚げ、球状船首部に凹損等が生じた。</p>
分析	本船は、対馬北方沖を南進中、航海士Aが、変針後、帳簿等の整理を行っていて、見張りを適切に行っていなかったことから、陸岸に向けて航行していることに気付かず、五根緒漁港沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、対馬北方沖を南進中、航海士Aが、変針後、帳簿等の整理を行っていて、見張りを適切に行っていなかったた

	<p>め、陸岸に向けて航行していることに気付かず、五根緒漁港沖の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時、見張りを適切に行うこと。